

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：鎌ヶ谷市長、鎌ヶ谷市議会議長、鎌ヶ谷市教育委員会、鎌ヶ谷市選挙管理委員会、
鎌ヶ谷市代表監査委員、鎌ヶ谷市農業委員会、鎌ヶ谷市消防長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.9%
全職員	70.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.2%
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	93.5%
本庁係長相当職	95.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.5%
31～35年	96.9%
26～30年	92.8%
21～25年	88.7%
16～20年	88.8%
11～15年	92.7%
6～10年	92.2%
1～5年	93.2%

【説明欄】

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は84.6%である。
- ・勤続年数別1～5年においては、国や県からの割愛人事異動者等が含まれており、その影響を除いた場合の、男性の給与に対する女性の給与の割合は、95.3%である。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員には、任期の定めのない常勤職員と比較し、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員が含まれ、そのうち84.4%が女性であるため、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員には、再任用職員が含まれており、再任用職員を除くと男女の給与の差異は、91.4%となる。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、常勤職員の所定労働時間（38時間45分/週）を基に人数の換算を行っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。